

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法										ウェブサイトURL
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他		
該当団体数			44	27	22	6	23	22	31	8	1	9	27	
兵庫県	神戸市	教育委員会事務局教育企画課	078-322-5763	○			○	○		○			http://www.city.kobe.lg.jp/child/scholarship/enter/	
兵庫県	姫路市	学校指導課	079-221-2762	○	○		○	○					http://www.city.himeji.lg.jp/s110/2212766/26977.html	
兵庫県	尼崎市	学校教育部学務課	06-6489-6738	○	○		○	○	○	○			http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/school/primary/100shuen.html	
兵庫県	明石市	教育委員会 学事給食課	(078)918-5056	○	○		○	○	○	○			http://www.edi.akashi.hyogo.jp/kyoiku/soudan/hogoshu/index.php	
兵庫県	西宮市	教育委員会 学事課	0798-35-3851	○	○		○	○	○				http://www.nishi.or.jp/navi/ln_0002700231.html	
兵庫県	洲本市	教育委員会学校教育課	0799-22-6266	○					○			○	http://www.city.sumoto.lg.jp/contents/20110330151807.html	
兵庫県	芦屋市	教育委員会 管理部 管理課	0797-38-2085	○	○		○	○	○	○			http://www.city.ashiya.lg.jp/kanri/shoureihi_02.html	
兵庫県	伊丹市	学校教育部 学校教育室 学事課	072-784-8086	○	○			○	○				http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/EDGAKO/GAKUZI/SYUGAKUEN/1386673360270.html	
兵庫県	相生市	教育委員会管理課	0791-23-7142						○			○		
兵庫県	豊岡市	教育委員会 こども教育課	0796-23-1451	○	○		○		○				www.city.toyooka.lg.jp	
兵庫県	加古川市	教育総務部学務課	079-427-9342	○	○				○				http://www.city.kakogawa.lg.jp	
兵庫県	赤穂市	教育委員会総務課	0791-43-6857						○			○		
兵庫県	西脇市	西脇市教育委員会学校教育課	0795-22-3111	○	○				○				http://www.city.nishiwaki.lg.jp/	
兵庫県	宝塚市	管理部管理室学事課	0797-77-2366	○		○	○	○					http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/	
兵庫県	三木市	教育委員会こども未来部学校教育課	0784-82-2000 内線3545					○	○					
兵庫県	高砂市	教育部学校教育室学務課	079-443-9053	○	○								http://www.city.takasago.hyogo.jp/	
兵庫県	川西市	学校教育室 学務課	072-740-1256	○	○	○	○	○	○	○			http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kodomo/9786/shugaku.enijo.html	
兵庫県	小野市	教育委員会学校教育課	0794-63-2409		○	○	○	○	○					
兵庫県	三田市	三田市教育委員会 学校教育課	079-559-5136	○		○	○	○	○				http://www.city.sanda.lg.jp/kyoiku/syugakuenjiyo.html	
兵庫県	加西市	教育委員会学校教育課	0790-42-8771	○	○			○	○				http://www.city.kasai.hyogo.jp/01kura/07kyoi/03shug02.htm	
兵庫県	篠山市	篠山市教育委員会事務局学事課	079-552-5714	○				○	○				http://www.city.sasayama.hyogo.jp/pc/group/gakuji/education/post-9.html	
兵庫県	養父市	教育委員会学校教育課	079-664-1627	○			○						http://www.city.yabu.hyogo.jp/5674.htm	

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											ウェブサイトURL	
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他				
兵庫県	丹波市	教育委員会教育総務課	0795-70-0810	○			○	○	○							http://www.city.tamba.hyogo.jp/site/kyojuiku/
兵庫県	南あわじ市	南あわじ市教育委員会学校教育課	0799-37-3018				○									
兵庫県	朝来市	教育委員会 学校教育課	079-677-2114	○	○		○									http://www.city.asago.hyogo.jp/0000000747.html
兵庫県	淡路市	教育委員会事務局教育部 学校教育課	0799-64-2519				○	○	○							
兵庫県	六栗市	教育総務課	0790-63-3121		○				○				○			
兵庫県	加東市	教育委員会 教育総務課	0795-43-0540				○	○								
兵庫県	たつの市	教育管理部学校教育課	0791-64-3179	○			○		○				○			http://www.city.tatsuno.lg.jp/gakkoukyouiku/shuugakushien.html
兵庫県	猪名川町	教育委員会 学校教育課	072-766-6000		○				○							
兵庫県	多可町	教育総務課	0795-32-2384	○	○							○		○		http://www.town.taka.lg.jp/
兵庫県	稲美町	教育課	079-492-9149	○								○				http://www.town.hyogo-inami.lg.jp/contents_detail.php?co=ser&frmid=670
兵庫県	播磨町	教育総務グループ	079-435-0533	○	○							○				http://www.town.harima.lg.jp/kurashi/kurashi_kyoiku/kurashi_kyoiku_annai/kurashi_kyoiku_annai_enio.html
兵庫県	市川町	教育課	0790-26-0001				○	○	○				○	○		
兵庫県	福崎町	教育委員会 学校教育課	0790-22-0560						○							
兵庫県	神河町	教育課(学校教育係)	0790-34-0212	○			○		○							http://www.town.kamikawa.hyogo.jp
兵庫県	太子町	教育委員会 管理課	079-277-1016	○	○	○			○							http://www.town.taishi.hyogo.jp/dd.aspx?menuid=2067
兵庫県	上郡町	教育総務課	0791-52-2911						○	○						
兵庫県	佐用町	教育課 企画総務室	0790-82-2424		○				○	○						
兵庫県	香美町	こども教育課	0796-94-0101	○						○				○		http://www.town.mikata-kami.lg.jp/www/genre/000000000000/1334814612096/index.html
兵庫県	新温泉町	新温泉町教育委員会 こども教育課	0796-82-5672		○		○		○							
兵庫県	南あわじ市・洲本市小中学校組合	南あわじ市教育委員会学校教育課	0799-37-3018				○									
兵庫県	播磨高原広域事務組合	教育総務課	0791-58-0435			○										
兵庫県	三土中学校事務組合	教育総務課	0790-63-3121		○				○					○		

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について														ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度要保護・準要保護就学援助率						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ			ツ	テ	倍率	基準額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者または学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの			市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他		課税所得等の分類	基準額の時期	目安額
	該当団体数	26	20	18	17	17	27	10	2	15	16	2	2	6	16	23	16	0	0	16						
兵庫県	神戸市					○									○						1.2	その他	前年度	266.4	25%未満	
兵庫県	姫路市	○														○					1.3	課税所得	当該年度	248	前年中の所得は認定基準額を超えるが、現在は無業者の中で今年中の見込増が認定基準を満たす者	15%未満
兵庫県	尼崎市					○										○					1.4	その他	前年度	286	25%未満	
兵庫県	明石市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	給与収入(税引き前)	その他	428	保護者の失業・死亡等で、家計収入が激減するなど今年度急変した場合	20%未満
兵庫県	西宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	その他	その他	279.2		20%未満
兵庫県	洲本市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.25	課税所得	前年度	234		15%未満
兵庫県	芦屋市					○										○					1.4	その他	前年度	274	またる生計維持者が失業中である場合	15%未満
兵庫県	伊丹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.16	その他	前年度	284	家庭の生活状況が急変した場合(離婚、失業など)	20%未満
兵庫県	相生市																								各世帯の収入に関係なく、学校長及び民生児童委員が家庭の状況を把握し、協議の結果、援助が必要であると認められた場合に認定する。	5%未満
兵庫県	豊岡市														○						1.3	その他	前年度	292		10%未満
兵庫県	加古川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	その他	275		15%未満
兵庫県	赤穂市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.25	課税所得	前々年度	271	学校長が就学援助を必要と認める場合	15%未満
兵庫県	西脇市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	前年度	225		15%未満
兵庫県	宝塚市		○			○										○					1.3	課税所得	前年度	283		15%未満
兵庫県	三木市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前々年度	270	その他特例の事情がある者(別添、協議)	20%未満
兵庫県	高砂市					○									○						1.25	給与収入(税引き前)	その他	434		20%未満
兵庫県	川西市	○													○						1.25	その他	前年度	295	世帯の前年所得金額が認定基準の倍額以下でかつ、世帯の前年所得金額に比べて、その翌年の見込所得金額が半額以下の場合	20%未満
兵庫県	小野市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	その他	252		15%未満
兵庫県	三田市					○									○						1.25	課税所得	前年度	229		10%未満
兵庫県	加西市	○				○									○						1.25	その他	前年度	265		15%未満
兵庫県	篠山市	○				○									○						1.3	課税所得	前年度	278.5		15%未満
兵庫県	養父市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.3	課税所得	前年度	280		10%未満

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			テ(その他)の場合の内容	平成25年度 準要保護・準要保護就学援助率				
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準額	目安額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学級費等の学校納付金の減免が行なわれている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が足りない者または学用品、通学用品等に不自由している者等	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他							
兵庫県	丹波市	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○						1.3	課税所得	前年度	270		15%未満	
兵庫県	南あわじ市	○	○	○	○	○	○		○	○				○												15%未満	
兵庫県	朝来市	○	○	○	○	○	○		○	○				○							1	課税所得	当該年度	231		10%未満	
兵庫県	淡路市															○					1.25	課税所得	当該年度	213		15%未満	
兵庫県	宍粟市														○				○		2.6	給与収入(税引き前)	前年度	583	本市における就学援助の認定に際しては、画一的に収入のみで判定するのではなく、保護者の職業・収入が不安定で生活状態が悪いと認められるなどの場合も考慮し、総合的な観点から認定しています。	10%未満	
兵庫県	加東市	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○					1.2	その他(給与収入(税引き前))	前年度	229	民生委員や福祉事務所長と協議のうえ、認定する。	15%未満	
兵庫県	たつの市	○												○							1.5	その他(給与収入(税引き前))	前年度	349		5%未満	
兵庫県	猪名川町	○	○						○												1.5	課税所得	前年度	385		10%未満	
兵庫県	多可町	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○					1.1	課税所得	当該年度	208		15%未満	
兵庫県	稲美町														○				○		1.2	その他	前々年度	276	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものを参照して基準以下の所得・生活状態を認定しているが、保護者の職業・収入等については、併せて要件を達成した上での副次的な要件となっている。	10%未満	
兵庫県	播磨町														○						1.15	課税所得	前年度	263		20%未満	
兵庫県	市川町															○					1.2	課税所得	前年度	297		10%未満	
兵庫県	福崎町														○						1.2	課税所得	前年度	266		10%未満	
兵庫県	神河町						○								○						1.2	課税所得	前年度	248		10%未満	
兵庫県	太子町															○				○	1.4	課税所得	前年度	250.8	教育委員会が特に必要と認めた者(例:昨年度の収入が基準額を超過しているが、保護者の職業・収入が不安定で生活状態が悪いと認められるなどの場合も考慮し、総合的な観点から認定しています。)	5%未満	
兵庫県	上郡町	○	○	○	○	○	○		○	○				○						○						失業が後遺業遺族者手帳を持っている。	10%未満
兵庫県	佐用町	○	○	○	○	○	○		○	○				○		○					1.3	給与収入(税引き前)	前年度	289		10%未満	
兵庫県	香美町																		○							収入額・必要経費を用い、収入額が必要額の1.3倍の額まで	10%未満
兵庫県	新温泉町														○						1.2	課税所得	当該年度	268		10%未満	
兵庫県	南あわじ市・洲本市小中学校組合	○	○	○	○	○	○		○	○				○													20%未満
兵庫県	播磨高原広域事務組合	○													○						1.5	給与収入(税引き前)	前年度	349		0%未満	
兵庫県	三土中学校事務組合														○					○	2.6	給与収入(税引き前)	前年度	583	※組合における就学援助の認定に際しては、画一的に収入のみで判定するのではなく、保護者の職業・収入が不安定で生活状態が悪いと認められるなどの場合も考慮し、総合的な観点から認定しています。	5%未満	

		3. 平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																				
		問A-1					問A-2		問A-3			問A-4			問A-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)							
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等での状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて基準額を用いて認定	オ その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他
①都道府県	②市町村名																					
該当団体数		7	1	9	0	6	7	0	2	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	神戸市			○																		
兵庫県	姫路市																					
兵庫県	尼崎市																					
兵庫県	明石市	○					○				○											
兵庫県	西宮市	○					○		○													
兵庫県	洲本市																					
兵庫県	芦屋市																					
兵庫県	伊丹市						○															
兵庫県	相生市																					
兵庫県	豊岡市			○																		
兵庫県	加古川市																					
兵庫県	赤穂市																					
兵庫県	西脇市																					
兵庫県	宝塚市																					
兵庫県	三木市																					
兵庫県	高砂市	○					○				○											
兵庫県	川西市																					
兵庫県	小野市																					
兵庫県	三田市			○																		
兵庫県	加西市			○																		
兵庫県	篠山市			○																		
兵庫県	養父市			○																		

		3.平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応 問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの) 問A-1 係数を見直したか																						
①都道府県	②市町村名	問A-1					問A-2		問A-3			問A-4												
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SWJ」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他		
兵庫県	丹波市			○																				
兵庫県	南あわじ市																							
兵庫県	朝来市	○					○		○															
兵庫県	淡路市																							
兵庫県	宍粟市								○															
兵庫県	加東市																							
兵庫県	たつの市			○																				
兵庫県	猪名川町																							
兵庫県	多可町																							
兵庫県	稲美町								○															
兵庫県	播磨町								○															
兵庫県	市川町			○																				
兵庫県	福崎町								○															
兵庫県	神河町			○																				
兵庫県	太子町																							
兵庫県	上郡町																							
兵庫県	佐用町	○						○			○													
兵庫県	香美町																							
兵庫県	新温泉町	○						○			○													
兵庫県	南あわじ市・洲本市小中学校組合																							
兵庫県	播磨高原広域事務組合	○						○			○													
兵庫県	三土中学校事務組合						○																	

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等				
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)									
		下げた	下げている ない	影響なし	検討中	その他	生活扶助 基準の見直しに伴 う影響が 出ないよ う「対応を 行っている」	生活扶助 基準の見 直しに伴 う影響が 出ないよ う「対応を 行っていない」	ア. 他の 認定基準 に該当す るかを確 認	イ. 学校 や教育委 員会で状 況を個別 判断	ウ. 25年 度に対象 であった 世帯等 については、 25年8 月以前の 基準を踏 まえて認 定	エ. 特別 な事情の ある世帯 については、 別の 生活保護 基準額に 一定の係 数を掛け た基準額 を用いて 認定	オ. その 他	カ. スク ールソ ンシャ ーワー ーカー (以下「S SW」)の 活用	ク. SSW 以外の外 部人材	ケ. 貧困 対策に 関する 資向上 のため の教職 員研修	コ. 福祉 担当部 局等と 連携し た取組	カ. 福祉 担当部 局と連 携した 学習支 援など の教育 費負担 軽減事 業	キ. 就学 援助以 外の義 務教育 段階の 教育費 負担減 事業	ク. 子 供医療 費助 成制度	ケ. 対象 者への 手厚い 支援	ク. 対象 者への 手厚い 支援	ケ. 対象 者への 手厚い 支援	ク. 対象 者への 手厚い 支援	ケ. 対象 者への 手厚い 支援	
	該当団体数	2	2	9	0	3	2	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	神戸市																									
兵庫県	姫路市	○					○																			
兵庫県	尼崎市			○																						
兵庫県	明石市																									
兵庫県	西宮市																									
兵庫県	洲本市								○																	就学援助の認定基準となる金額は、生活扶助基準額に一定の係数をかけて決められているが、平成28年度はこの係数をよけたことから、昨年度よりも目安額が増えている。
兵庫県	芦屋市			○																						
兵庫県	伊丹市																									基準額の枠組みを変更
兵庫県	相生市																									平成28年度における児童福祉の認定基準については、これまでと同様に生活費の収入に確保し、学校長及び教育委員会が児童の状況を把握し、協議の結果、援助が必要である認められた場合に認定している。そのため、「生活扶助の算定」による影響はないと考え
兵庫県	豊岡市																									概算となる基準額について、見直し前の基準額を使用
兵庫県	加古川市	○					○					○														生活保護基準額の算定において、世帯構成員の内訳(中学生、小学生等)を変更するなど、できる限り影響が少なくなるよう調整した。
兵庫県	赤穂市			○																						
兵庫県	西脇市			○																						
兵庫県	宝塚市			○																						
兵庫県	三木市			○																						
兵庫県	高砂市																									
兵庫県	川西市			○																						
兵庫県	小野市			○																						県民は、生活保護受給対象、所得要件合致対象に加え、児童扶養手当受給対象に対しては、就学援助制度を申請していません。また、児童扶養手当及び生活保護受給対象と連携をとり、就学援助制度の申請に協力しています。
兵庫県	三田市																									
兵庫県	加西市																									
兵庫県	篠山市																									
兵庫県	養父市																									

①都道府県	②市町村名	問目 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)														問C 補足事項等							
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2		問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)				問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)										
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかどうかを認	イ. 学校や教育委員会等で状況を個別判断	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの教育費負担軽減事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への手厚い支援	ケ. その他	
兵庫県	丹波市																						
兵庫県	南あわじ市																						
兵庫県	朝来市																						
兵庫県	淡路市								○														淡路市においては、生活扶助基準～医療費助成額を勘定して認定基準額を算出しているが、令和5年度生活保護費の算出に際しては、認定基準額を前年度基準額と見做すこととしている。
兵庫県	宍粟市																						平成24年度の認定基準に、平成25年8月以前のものを使用しています。
兵庫県	加東市			○																			
兵庫県	たつの市																						
兵庫県	猪名川町		○																				
兵庫県	多可町								○														認定基準額を引き上げた。
兵庫県	稲美町																						基準額の増額を変更
兵庫県	播磨町																						生活保護基準の1.15倍は必要なしであるが、生活保護の基準年度を平成25年度改(8月改正前)として、申請者全員を対象として、生活扶助基準の見直しにより、影響を受けないように配慮した。
兵庫県	市川町																						基準額の増額を変更
兵庫県	福崎町																						基準額の増額を変更
兵庫県	神河町																						
兵庫県	太子町		○																				平成24年度までは収入基準としていたが、自営業者の収入をどう扱うかという問題があったため、令和5年度改(8月改正前)より、申請者全員を対象として、より公平に判断するための申請者の所得のみで判断する所得基準に変更しています。
兵庫県	上郡町																						
兵庫県	佐用町																						
兵庫県	香美町																						
兵庫県	新温泉町																						
兵庫県	南あわじ市・洲本市小中学校組合																						
兵庫県	播磨高原広域事務組合																						
兵庫県	三土中学校事務組合																						平成24年度の認定基準に、平成25年8月以前のものを使用しています。